

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市斎場条例(平成18年南相馬市条例第239号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 条例第5条の規定による許可を受けようとする者は、原町斎場使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出し、使用の許可を受けなければならない。

2 市長は、斎場の使用を許可したときは、原町斎場使用許可証(様式第2号)を交付する。

(使用料の納入)

第3条 条例第7条の規定による使用料は、原町斎場使用許可証交付の際納入する。

(使用料の減免)

第4条 条例第8条に規定する使用料の減免を受けようとする者は、その者が次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

(2) 前号に掲げるもののほか、特に市長が認めたもの

2 前項の規定による減免を受けようとする者は、原町斎場使用料減免申請書(様式第3号)を予め市長に提出し承認を得なければならない。

(使用者の遵守事項)

第5条 使用者は、第2条第2項の規定により交付を受けた原町斎場使用許可証及び墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第8条の規定により交付を受けた埋火葬許可証を斎場の指定管理者に提出し、その指示を受けなければならない。

(火葬残灰の処分)

第6条 火葬残灰は、市長が処分するものとする。

(公募に明示する事項)

第7条 原町斎場(以下「斎場」という。)は、条例第14条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の公募を行う場合は、次に掲げる事項をあらかじめ明示するものとする。

(1) 斎場の概要

(2) 指定管理者が行う管理の基準

(3) 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的内容

(4) 指定の期間

(5) 利用料金に関する事項

(6) 市が支払うべき管理の費用(以下「指定管理料」という。)に関する事項

(7) 申請書の資格要件

(8) 申請方法及び選定の基準

(9) その他市長が必要と認める事項

（指定申請書の提出等）

第8条 条例第16条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、指定管理者指定申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (4) 団体の経営状況等を説明する書類
- (5) 市税の完納証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

（選定結果の通知）

第9条 市長は、条例第16条第2項の規定により、指定管理者の候補者を選定したときは、速やかに選定結果を申請団体に通知しなければならない。

（協定書に定める事項）

第10条 条例第19条の規定により協定で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) 斎場の管理に関する事項
- (3) 使用料金に関する事項
- (4) 指定管理料に関する事項
- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理の業務に関し知り得た個人情報の取扱いに関する事項
- (8) 管理の業務に関し保有する情報の公開に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（市長による管理）

第11条 第5条の規定は、指定管理者に代わって、市長が斎場の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、解散前の原町斎場条例施行規則（昭和59年原町方部環境衛生組合規則第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 2 1 年規則第 2 8 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 指定管理者の指定のために必要な行為は、この規則の施行前においても、改正後の南相馬市斎場条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の例により行うことができる。
- 3 この規則の施行前に改正前の南相馬市斎場条例施行規則の規定によりなされた申請、処分その他の行為でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の規則の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。

附 則（令和 7 年 6 月 2 日規則第 2 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

斎場使用許可申請書

課長	係長	係	取扱者

平成 年 月 日

受付No. _____

南相馬市長

申請人	住所				
	氏名			⑩	続柄
死亡者	本籍	番地			
	住所	番地			
	氏名			性別	☐ 男・ ☐ 女
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日(満 歳)		死因	☐ 一類感染症等 ☐ その他
	死亡日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分			
	死亡場所				
	火葬の場所	福島県南相馬市原町区上北高平字東高松30番地			

死産児・分娩汚物	父母の本籍	番地		
	父母の住所	番地		
	父母の氏名			
	性別	☐ 男・ ☐ 女・ ☐ 不詳	妊娠月数	月
	分娩日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分		
	分娩場所			
	火葬の場所	福島県南相馬市原町区上北高平字東高松30番地		

火葬日時		平成 年 月 日 午前・午後 時 分								
火葬場所		福島県南相馬市原町区上北高平字東高松30番地								
使用料	区分	12歳以上	12歳未満	6歳未満	死産児(妊娠4箇月以上)	肢体の一部	改葬骨	分娩汚物・死産児(妊娠4箇月未満)	待合室2時間	式場3時間
	区内	円 14,500	円 11,600	円 8,700	円 5,800	円 2,100	円 2,100	円 1,700	円 1,000	円 10,000
	区外	円 58,000	円 46,400	円 34,800	円 23,200	円 8,400	円 8,400	円 6,800		
	減免・免除			有(生保・その他)・無						

様式第2号（第2条関係）

原 町 斎 場 使 用 許 可 証

平成 年 月 日

許可No. _____ ・

南相馬市長

申請人	住 所				
	氏 名			印	続柄
死 亡 者	本 籍	番地			
	住 所	番地			
	氏 名			性 別	☐ 男・ ☐ 女
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日(満 歳)		死 因	☐ 一類感染症等 ☐ そ の 他
	死亡日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分			
	死亡場所				
	火 葬 の 場 所	福島県南相馬市原町区上北高平字東高松30番地			

死 産 児 ・ 分 娩 汚 物	父 母 の 本 籍	番地			
	父 母 の 住 所	番地			
	父 母 の 氏 名				
	性 別	☐ 男・ ☐ 女・ ☐ 不詳	妊 娠 月 数	月	
	分娩日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分			
	分娩場所				
	火 葬 の 場 所	福島県南相馬市原町区上北高平字東高松30番地			

火葬日時		平成 年 月 日 午前・午後 時 分								
火葬場所		福島県南相馬市原町区上北高平字東高松30番地								
使 用 料	区分	12歳以上	12歳未満	6歳未満	死産児 (妊娠4箇月以上)	肢体の一部	改葬骨	分娩汚物・ 死産児 (妊娠4箇月未満)	待合室 2時間	式 場 3時間
	区 域 内	円 14,500	円 11,600	円 8,700	円 5,800	円 2,100	円 2,100	円 1,700	円 1,000	円 10,000
	区 域 外	円 58,000	円 46,400	円 34,800	円 23,200	円 8,400	円 8,400	円 6,800		
	減免・免除			有(生保・その他)・無						

様式第3号（第4条関係）

原町斎場使用料減免申請書

年 月 日

南相馬市長

申請者 住所
氏名



下記のとおり原町斎場使用料の減免を受けたいので、南相馬市斎場条例第5条の規定により申請します。

記

死亡者	住 所	
	氏 名	
	年 齢	
その他	住 所	
	氏 名	
	区 分	死産児(妊娠4箇月以上) 肢体の一部 改葬骨 分娩汚物 死産児(妊娠4箇月未満)

※ その他の場合は、区分の欄の該当事項を○で囲み、住所、氏名の欄は当事者(使用する事が必要となった者)を記入すること。

使用料の減免の理由	

死体埋火葬許可申請書
兼死胎埋火葬許可申請書

課長	次長	係長	取扱者

平成 年 月 日

受付No. _____

南相馬市長

申請人	住所			
	氏名	印	続柄	
死者	本籍	番地		
	住所	番地		
	氏名		性別	☐ 男・ ☐ 女
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日(満 歳)	死因	☐ 一類感染症等 ☐ その他
	死亡日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分		
	死亡場所			
	埋葬火葬の場所	☐ (埋葬) ☐ (火葬) 福島県南相馬市原町区上北高平字東高松30番地		

死産児・分娩汚物	父母の 本籍	番地		
	父母の 住所	番地		
	父母の 氏名			
	性別	☐ 男・ ☐ 女・ ☐ 不詳	妊娠月数	月
	分娩日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分		
	分娩場所			
	埋葬火葬の場所	☐ (埋葬) ☐ (火葬) 福島県南相馬市原町区上北高平字東高松30番地		

備考

死 体 埋 火 葬 許 可 証
兼 死 胎 埋 火 葬 許 可 証

平成 年 月 日

受付No. _____

南相馬市長

申請人	住 所			
	氏 名		⑤	続柄
死 亡 者	本 籍	番地		
	住 所	番地		
	氏 名		性 別	□男・□女
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日(満 歳)	死 因	□一類感染症等 □そ の 他
	死亡日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分		
	死亡場所			
	埋葬火葬 の場所	☐ (埋葬) ☐ (火葬)福島県南相馬市原町区上北高平字東高松30番地		

死 産 児 ・ 分 娩 汚 物	父 母 の 籍	番地		
	父 母 の 住 所	番地		
	父 母 の 氏 名			
	性 別	□男・□女・□不詳	妊娠月数	月
	分娩日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分		
	分娩場所			
	埋葬火葬 の場所	☐ (埋葬) ☐ (火葬)福島県南相馬市原町区上北高平字東高松30番地		

備考

平成 年 月 日 午前・午後 時 分
火葬執行したことを証明する。

様式第4号（第8条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

南相馬市長

所在地

団体名

代表者氏名



南相馬市斎場条例第16条第1項の規定に基づき、原町斎場の指定管理者の指定を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 管理に関する業務の事業計画書
- 2 管理に関する業務の収支予算書
- 3 定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等）
- 4 前事業年度の損益計算書及び貸借対照表
- 5 市税の完納証明書
- 6 宣誓書